

千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針

平成21年9月

第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、多くの市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境リスクの低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この指針を定める。

第2 対象範囲

1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

2 薬剤の種類

- (1) 農薬（農林水産省の登録を受けたもの）
- (2) 殺虫剤
- (3) 殺そ剤
- (4) 殺菌剤

第3 基本的事項

1 薬剤の使用削減

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず物理的防除等薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

(4) 記録・保存

生息状況調査等の結果を記録及び保存すること。

(5) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

2 薬剤の適正使用

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

(1) 薬剤の使用方法

ア 使用にあたっては、まず誘殺・塗布等の散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア) 農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用のある登録農薬とする。

(イ) 殺虫剤（衛生害虫用に限る。）及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限に留めること。

オ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

(2) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 曜日・時間帯等に配慮すること。

(3) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

(4) 子どもへの配慮

上記のほか、子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 関係施設等に向けての周知を図ること。

イ 長期休暇中など実施時期に配慮すること。

ウ 必要に応じて、子どもが近づかない措置をとること。

(5) 業務委託

病害虫等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

3 適正使用の推進

薬剤の適正使用を推進するため、運用解説を作成し周知を図る。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

第5 指針の適用

この指針は、平成21年9月4日から適用する。

千葉市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る指針運用解説

平成21年9月

平成22年9月一部改訂

第1 趣旨

農薬・殺虫剤等の薬剤は、病虫害の防除等において有効であるが、使用方法によっては、人の健康や環境に影響を及ぼす可能性がある。

そこで、多くの市民が利用する市の施設等において、市が率先して薬剤の適正使用を推進することにより、環境リスクの低減を図り、人の健康と安全を確保するため、この指針を定める。

○人の健康や環境に影響を及ぼす可能性

農薬・殺虫剤等の薬剤の中には、人の健康を損なうおそれがあるとして「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律」（いわゆるP R T R法）の指定物質や、毒性が高い物質が含まれているものもある。

実際に、本市の施設で行っている薬剤散布等に対し、健康に影響を与えるおそれがあるとして市民から一律な薬剤散布の自粛などの要望が寄せられている。

また、化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い方や子どもに対しては、化学物質による影響が出る可能性がある。

○適正使用

この指針は、薬剤が人の健康へ及ぼす影響の程度は、薬剤の使用量ではなく、体に取り込む量で決まることを考慮し、一律に薬剤の使用の禁止を求めるものではない。

人や環境に対する影響に配慮し、有効・適切な技術を組み合わせ、薬剤を使用しない防除方法を検討・実施し、やむを得ず薬剤を使用する場合には薬剤の種類、使用量、使用方法、散布区域について十分な検討を行い、飛散しないような配慮、また、飛散したとしても、そこに近づかせないなど、人の健康へのリスクを避けるための配慮を求めるものである。

○環境リスク

薬剤などが環境を経由して、人の健康や動植物の生息、生育に悪影響を及ぼす可能性のこと。

第2 対象範囲

1 施設等

- (1) 市が所有又は管理する建物及び土地
- (2) 市が所有又は管理する樹木及び草花等の植物

○建物及び土地

全ての市の建物及び空き地、路傍等の土地のことをいう。

○樹木及び草花等の植物

建物周辺、公園、街路樹などの樹木及び草花等の植物のことをいう

2 薬剤の種類

(1) 農薬(農林水産省の登録を受けたもの)

(2) 殺虫剤

(3) 殺そ剤

(4) 殺菌剤

○農薬

農作物（樹木、農林産物を含む）用の薬剤で、農薬取締法に基づく農林水産省の登録を受けたもので、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ剤、植物成長調整剤、忌避剤をいう。

○殺虫剤

主に建物内部で使用される、衛生害虫又は不快害虫を防除する薬剤で農薬を除くものをいう。衛生害虫とは、人の健康を害する虫の総称であり、ゴキブリ、蚊、ハエ等が含まれる。また、不快害虫とは、刺咬、不潔感等人に不快感を与える虫等の総称であり、シロアリ、キクイムシ等の木材害虫、昆虫以外のムカデ等の小動物も含まれるものとする。

なお、ここでいう殺虫剤とは、衛生害虫や不快害虫を対象とするものをいい、同じ殺虫成分のものであっても、樹木等の害虫を対象とするものは農薬の殺虫剤である。

○殺そ剤

主に建物内部で使用される、衛生環境を損なうネズミを防除する薬剤（医薬品・医薬部外品）で農薬を除くものをいう。

○殺菌剤

衛生環境を損なう細菌等を消毒する薬剤で農薬を除くものをいう。

この指針では、建物の床、壁、手すり等構造物の消毒を対象としており、器具消毒、人体消毒等は対象外とする。

第3 基本的事項

1 薬剤の使用削減

病虫害等の生息状況に関らず、一律に薬剤を使用することは、原則として行わないこととする。

○病虫害等

病虫害（樹木等を害する菌、線虫、ダニ、昆虫等）、衛生害虫（ゴキブリ等）、不快害虫（シロアリ等）、ネズミ及び雑草のことをいう。

○生息状況に関らず、一律に薬剤を使用

生息状況調査等を行わずに薬剤を使用すること、または調査等を行ってもその結果に基づかずに定期的に薬剤を使用することをいう。

○原則として

貴重な植物の保存や観賞用栽培、試験研究のための施設や種苗生産施設等での病虫害の発生に対する未然防止、または、食品を取り扱う区域、排水槽及び廃棄物の保管整備の周辺等の衛生害虫やネズミが発生しやすい箇所、シロアリによる被害のおそれがある箇所の発生防止のため、例外として必要に応じ薬剤を使用できるものとする。

(1) 発生予防

日頃から、病虫害等が発生しにくい環境づくりに努めるものとする。

○病虫害等が発生しにくい環境づくり

〈樹木等での例〉

- ・栽培前に、病虫害に強い樹木等を検討する。
- ・病虫害の越冬場所となる落ち葉や被害を受けた部分を処分する。
- ・通風や日当たりを確保するために間引き、剪定等を行う。

〈建物での例〉

- ・外部からの進入経路を絶つ。
- ・清掃によって害虫が発生、繁殖しにくい清潔な環境を保つ。
- ・ごみを放置しない。
- ・雨水がたまらない工夫をする。

(2) 生息状況の確認

病虫害等の防除にあたっては、あらかじめ病虫害等の生息状況調査等により、その発生状況を把握するものとする。

○病虫害等の生息状況調査等

〈樹木等〉

発生しやすい病虫害の種類や過去の病虫害等の生息状況をもとに、事前に病虫害等の発生状況や被害の状況を調査する。

〈建物〉

衛生害虫及びネズミについては、定期的に発生場所・生息場所・侵入経路並びに被害の状況を調査する。不快害虫については、目視等で生息を把握する。

(3) 薬剤を使用しない防除

(2)の結果、病虫害等の発生が確認され、防除が必要と判断された場合には、まず薬剤を使用しない防除方法を検討・実施するものとする。

○薬剤を使用しない防除方法

〈樹木等での例〉

捕殺、枝ごとの切除、たいまつ等による焼却、ブラシ等によるはぎ取り、こも巻き、雑

草の抜き取りや刈り取り

〈建物での例〉

捕殺、わなや忌避装置の使用

(4) 記録・保存

生息状況調査等の結果を記録及び保存すること。

○生息状況調査等の結果を記録及び保存

病虫害等の発生状況を記録し、一定期間保存しておくこと。

(5) 適用除外

シロアリの防除を目的とした殺虫剤については、(2)及び(3)の規定は適用しない。

○シロアリの防除

シロアリの防除にあたっては、薬剤に代わる効果的な方法がないことなどから、一部の規定を適用しないものとする。

2 薬剤の適正使用

やむを得ず薬剤を使用する場合は、次の方法によるものとする。

○やむを得ず薬剤を使用する場合

薬剤を使用する、しないの判断については、個々の施設により、病虫害等の発生状況が異なるため、基準は設けない。発生した病虫害等の種類、被害の程度、施設の利用状況等を勘案して、施設管理者が判断するものとする。

(1) 薬剤の使用法

ア 使用にあたっては、まず、誘殺、塗布等の散布以外の方法を検討すること。

イ 次の適切な薬剤を使用すること。

(ア)農薬は、使用対象の農作物等及び防除対象の病虫害等に適用のある登録農薬とする。

(イ)殺虫剤(衛生害虫用に限る。)及び殺そ剤は、医薬品又は医薬部外品とする。

ウ 使用方法及び使用上の注意事項を遵守すること。

エ 散布区域及び使用する薬剤量を必要最小限に留めること。

オ 農薬を混合して使用する場合は、危害等が発生しないように注意すること。

カ 食毒剤(毒餌剤)を使用する場合は、誤食・接触防止を図ること。

○誘殺、塗布等の散布以外の方法

ここでは、散布を噴霧、薫煙などにより薬剤を撒くことをいう。散布は薬剤が飛散しやすいため、以下のような方法をとることが望ましい。

〈樹木での例〉

誘殺（誘引トラップの設置）、塗布、樹幹注入や粒剤の施用（施用量や施用方法に注意すること。）

〈建物での例〉

誘殺（毒餌、ホウ酸だんご）や塗布（通り道、壁面への塗布）

○使用対象の農作物等及び防除対象の病害虫等に適用のある登録農薬

登録農薬には、「農林水産省登録番号第〇〇〇号」と表示されており、使用にあたっては、ラベルや梱包容器等に適用作物、適用病害虫等が記載されているので確認をする。

○必要最小限

ラベル等に記載された使用方法（希釈倍率等）を守るのは当然であるが、被害箇所の確な把握により最小範囲の使用にとどめるものとする。

○農薬を混合して使用する場合

農薬を組み合わせる使用の場合は、十分注意を図り、有機リン系農薬同士の混用は厳に控えること。

○誤食・接触防止

子どもの手の届かないところへの設置や食品などと区別できるような容器に入れるなどの対策を行う。

(2) 周辺への配慮と安全対策

やむを得ず薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

ア 作業前後には、施設利用者、周辺住民等に対し、作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知すること。

イ 薬剤の飛散防止に最大限配慮すること。

ウ 曜日・時間帯等に配慮すること。

○必要に応じて

塗布であっても薬剤を処置した箇所への接触により、健康への影響のおそれがある場合は、散布の場合と同様に、周辺への配慮が必要である。

○作業の目的・日時・方法、使用薬剤に係る事項、注意事項等を周知

- ・施設の利用者に対して、掲示板などを利用して周知する。
- ・人が立ち入る可能性がある場合は、たて看板などを利用して周知する。
- ・街路樹や公園に散布する場合は、周辺住民にちらしなどで周知する。

○飛散防止

〈樹木等での例〉

- ・風が無風か弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行う。

- ・ 散布中は、風向きやノズルの向きなどに注意をする。
- ・ 飛散防止ノズルの使用や散布圧力の調整をする。
- ・ 周辺（特に風下）の遊具等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。

〈建物での例〉

- ・ 散布中は、ノズルの向きなどに注意をする。
- ・ 食べ物、食器、おもちゃ等に飛散しない措置（作業場所からの移動、シート養生など）をとる。
- ・ 作業後は、必要に応じて強制換気、清掃を実施する。

○曜日・時間帯等に配慮

休館日に実施したり、通勤・通学時間帯を避けるなど、人が散布場所にできるだけ近寄らない曜日や時間帯に実施する。

(3) 記録・保存

生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存すること。

○生息状況調査等の結果及び薬剤の使用状況を、記録及び保存

病虫害等の発生状況、防除作業の日時、使用薬剤に関する事項（名称、希釈倍率、使用量等）、作業場所、作業方法等を記録し、一定期間保存しておくこと。

(4) 子どもへの配慮

上記のほか、子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺で薬剤を散布する場合には、次の方法によるものとする。なお、散布以外の方法を用いる場合も、必要に応じて次の方法によるものとする。

- ア 関係施設等に向けての周知を図ること。
- イ 長期休暇中など実施時期に配慮すること。
- ウ 必要に応じて、子どもが近づかない措置をとること。

○子どもが多く利用、又は使用する施設やその周辺

学校、図書館、児童福祉施設等の施設や通学路などをいう。

子どもが散布場所に接触した場合、そのまま手を口に運ぶおそれもある。このことから子どもが多く利用する施設などでは、特に配慮が必要である。

○関係施設等に向けての周知

通学路やその近くでの薬剤散布については、当該学校等に向けた周知を図る。

また、学校等で薬剤を使用する場合は、保護者に向けた周知を図る。

○長期休暇中など実施時期に配慮

長期休暇（夏休み等）や休館日を利用するなど、子どもが散布場所にできるだけ近づかない時期又は時間帯に実施するよう努める。

○子どもが近づかない措置

必要に応じ、散布の実施中及び実施後は看板やバリケード、ロープ等を利用するなどして、子どもにもわかりやすく知らせ、子どもが近づかないようにする。

(5) 業務委託

病虫害等の防除を業務委託により実施する場合には、上記のうち必要事項を仕様書に記載するとともに、業者と十分に打ち合わせること。

○必要事項を仕様書に記載

病虫害防除業務を委託により実施する場合は、委託業者に指針の内容を十分に周知するため、必要事項を仕様書に記載をしたり、特記仕様書を作成することとする。

○業者と十分に打ち合わせる

作業計画書を提出させ、適切な方法で実施されるかをあらかじめ確認するなど、十分な指導を行う。

また、施設管理者が作業の実施状況について十分に把握し、市民などからの問い合わせに対応できる体制を整え、業者より必要に応じ病虫害等防除に関する助言を受け、環境整備などを日常的に実施する。

〈備考〉

屋外における薬剤の適正使用に係る具体的事項については、「公園・街路樹等病虫害雑草管理マニュアル～農薬飛散によるリスク軽減に向けて～（環境省）」を参考とする。

屋内における薬剤の適正使用に係る具体的事項については、「建築物における維持管理マニュアル（厚生労働省）」を参考とする。

3 適正使用の推進

薬剤の適正使用を推進するため、運用解説を作成し周知を図る。

○適正使用の推進

施設管理者や防除業者等が薬剤を使用する場合、指針、解説等を示し、周知徹底に努め適正使用を推進するものとする。

第4 適用除外

この指針は、緊急時に薬剤を使用する場合においては、適用しない。

○緊急時に薬剤を使用する場合

感染症が発生又はそのおそれがある際の拡大防止、災害時の感染症対策で薬剤を使用する場合及び人への健康被害が広がる恐れのある場合など、緊急性がある場合は、この指針は適用しない。